



# 三重県公報

令和7年12月5日 (金)

第 675 号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

(番号)	(題名)	(担当)	(頁)
------	------	------	-----

### 公 安 委 規 則

- 8 三重県公安委員会等の所管する行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する規則 2

### 告 示

807	外国人住民国籍・地域別人口調査の実施	(ダイバーシティ社会推進課)	5
808	漁業災害補償法の規定による区域及び区分の設定の一部を改正する告示	(水産振興課)	6
809	土砂災害警戒区域の指定	(防災砂防課)	7
810	土砂災害警戒区域の指定の解除	(同)	7
811	土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定	(同)	7
812	土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定の解除	(同)	8

### 公 告

土地改良区役員の就任の届出	(農地調整課)	8
林業種苗法の規定による講習会の開催	(森林・林業経営課)	8
公共測量を実施する旨の通知	(公共用地課)	9
同伴	(同)	9
公共測量が終了した旨の通知	(同)	10
建設業法の規定による建設業者の許可の取消し	(建設業課)	10
都市計画の図書の写しの縦覧	(都市政策課)	10
同伴	(同)	10
二級建築士の免許を取り消した旨	(建築開発課)	10
同伴	(同)	11

## 公 告 牌 規 则

三重県公安委員会等の所管する行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和七年十二月五日

三重県公安委員会委員長 吉 すみ江

### 三重県公安委員会規則第八号

三重県公安委員会等の所管する行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する規則

三重県公安委員会等の所管する行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則（平成十七年三重県公安委員会規則第九号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（趣旨）</p> <p>第一条 公安委員会等に対して行うこととされ、又は公安委員会等が行うこととしている手続等を国家公安委員会の所管する法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則（平成十五年国家公安委員会規則第六号）第十一条及び三重県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成十六年三重県条例第四十三号）。以下「情報通信技術利用条例」という。第三条から第六条までの規定に基づき、他の法令等に特別の定めのある場合を除くほか、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行う場合に限し、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（定義）</p> <p>第二条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>三 申請等 情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）以下「情報通信技術活用法」という。第三条第八号及び情報通信技術利用条例第一条第六号に規定する申請等のうち、公安委員会等に対して行われるものとす。</p> <p>四 処分通知等 情報通信技術活用法第三条第九号及び情報通信技術利用条例第二条第七号に規定する処分通知等のうち、公安委員会等が行うものをいう。</p> <p>五 電子署名 次に掲げるものをいう。</p> <p>イ 電子署名及び認証業務に関する法律（平成十二年法律第百一号）第一条第一項に規定する電子署名</p> <p>ロ 政府認証基盤（行政機関の長その他の国家公務員の職を証明することその他政府が電子情報処</p>	<p>（趣旨）</p> <p>第一条 公安委員会等に対して行うこととされ、又は公安委員会等が行うこととしている手続等を国家公安委員会の所管する法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則（平成十五年国家公安委員会規則第六号）第十一条及び三重県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成十六年三重県条例第四十三号）。以下「情報通信技術利用条例」という。第三条、第五条及び第六条の規定に基づき、電子情報処理組織その他の情報通信の技術を利用する方法により行わせ、又は行う場合については、他の法令等に特別の定めのある場合を除くほか、この規則の定めるところによる。</p> <p>（定義）</p> <p>第二条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>三 申請等 申請、届出その他の法令等の規定に基づき公安委員会等に対して行われる通知をいう。</p>

		理組織を使用して手続を行い、又は行わせるために運営するものをいう。)の官職証明書に基づく電子署名	
2	六 (略)	(申請等に係る電子情報処理組織)	2 五 (略)
		(電子情報処理組織を使用して行わせることができる申請等)	(電子情報処理組織を使用して行わせることができる)
	第三条 情報通信技術活用法第六条第一項及び情報通信技術利用条例第三条第一項に規定する電子情報処理組織は、公安委員会等の使用に係る電子計算機と申請等を行う者の使用に係る電子計算機であつて公安委員会等が定める技術的基準に適合するものとを電気通信回線で接続した電子情報処理組織とする。	第三条 公安委員会等に対して行われる申請等は、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律(平成十四年法律第二百五十一号。以下「情報通信技術活用法」という。)第六条第一項の規定により電子情報処理組織を使用して行わせることができる。	
	(電子情報処理組織による申請等の手続)	(電子情報処理組織による申請等)	
	第四条 (略)	第四条 (略)	
2	前項の規定により申請等を行う者は、当該申請等を書面等により行うときに併せて提出すべきこととしている書面等又は電磁的記録に記載され若しくは記録されている事項又はこれらに記載すべき若しくは記録すべき事項を併せて入力しなければならぬ	2 前項の規定により申請等を行う者は、入力し、又は送信する事項についての情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書であつて次の各号のいずれかに該当するものと併せてこれを送信しなければならない。ただし、公安委員会等の指定する方法により当該申請等を行った者を確認するための措置を講ずる場合は、この限りでない。	2 前項の規定により申請等を行う者は、入力し、又は送信する事項についての情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書であつて次の各号のいずれかに該当するものと併せてこれを送信しなければならない。ただし、公安委員会等の指定する方法により当該申請等を行った者を確認するための措置を講ずる場合は、この限りでない。
3	前一項の規定により申請等を行う者は、入力し、又は送信する事項についての情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書であつて次の各号のいずれかに該当するものと併せてこれを送信しなければならない。ただし、公安委員会等の指定する方法により当該申請等を行った者を確認するための措置を講ずる場合は、この限りでない。	3 一・二 (略)	3 一・二 (略)
二	電子署名及び認証業務に関する法律第四条第一項の認定を受けた者が発行した電子証明書	二 警察本部長が告示で定める電子証明書(前二号に規定するものを除く。)	二 警察本部長が告示で定める電子証明書(前二号に規定するものを除く。)
四	警察本部長が告示で定める電子証明書(前二号に規定するものを除く。)	四 (略)	四 (略)
五	(略)	3 第一項の規定により申請等を行う者は、当該申請等を書面等により行うときに併せて提出すべきこととしている書面等又は電磁的記録に記載され若しくは記録されている事項又は記載すべき若しくは記録すべき事項を当該申請等を行う者の使用に係る電子計算機から送信し、及び公安委員会の指定する電子計算機に備えられたファイルに記録し、又は当該書面等を提出しなければならない。	3 一・二 (略)
4	6 (略)	4 6 (略)	4 6 (略)
7	公安委員会等は、第一項の規定により申請等を行う者が、第一項に規定する事項を入力する場合において、当該申請等を行う者の定款に記載された事項をインターネットを利用して公衆が閲覧することができる状態に置いている場合であつて、公安委員会等が当該事項を確認するために必要な事項を当該申請等に併せて入力するときは、当該申請等について規定した		

	法令の規定にかかわらず、当該定款に記載された事項 の入力を要しないこととすることができる。	第四条の一（略）	第四条の一（略）
	（申請等のうちに電子情報処理組織を使用する方法 により行うことが困難又は著しく不適当と認められる部 分がある場合）		
第五条 情報通信技術活用法第六条第六項に規定する申 請等のうちに電子情報処理組織を使用する方法によ り行うことが困難又は著しく不適当と認められる部 分がある場合は、次に掲げる場合とする。			
	一 申請等をする者について対面により本人確認を する必要があると公安委員会等が認める場合		
	二 申請等に係る書面等のうちにその原本を確認す る必要があると公安委員会等が認める場合		
	三 申請等に係る書面等又は電磁的記録が大量であ るため、第四条第一項又は第二項の規定による人力 が困難である場合		
	四 前三号に掲げるもののほか、申請等の全部を電子 情報処理組織を使用する方法により行うことが不 可能又は申請等に係る利便性を著しく損なう場合		
2	前項の場合において、申請等（電子情報処理組織を 使用する方法により行うことが困難又は著しく不適 当と認められる部分に限る。）は、電子情報処理組織 を使用して申請等（当該部分を除く。）を行つた日か ら一週間以内にしなければならない。		
	（処分通知等に係る電子情報処理組織）		
第六条 情報通信技術活用法第七条第一項及び情報通信 技術利用条例第四条第一項に規定する電子情報処理 組織は、公安委員会等の使用に係る電子計算機と処分 通知等を受ける者の使用に係る電子計算機であつて 公安委員会等が定める技術的基準に適合するものと を電気通信回線で接続した電子情報処理組織とする。 （電子情報処理組織による処分通知等）			
第七条 公安委員会等は、情報通信技術活用法第七条第 一項又は情報通信技術利用条例第四条第一項の規定 により電子情報処理組織を使用する方法により処分 通知等を行う場合には、当該処分通知等を書面等によ り行うときに法令の規定により書面等に記載すべき こととされている事項を公安委員会等の使用に係る 電子計算機から入力し、又は送信しなければならな い。			
2	前項の場合において、公安委員会等は、当該処分通 知等に係る事項についての情報に電子署名を行い、当 該電子署名に係る電子証明書と併せてこれを送信す るものとする。		
	（処分通知等を受ける旨の表示の方式）		
第八条 情報通信技術活用法第七条第一項ただし書に規 定する方式は、次の各号に掲げるいずれかの方式とす る。			
	一 第六条の電子情報処理組織を使用して行う識別		

	番号及び暗証番号の入力	
一	電子情報処理組織を使用する方法により処分通知等を受けることを希望する旨の公安委員会等が定めるところにより行う届出	
二	前一号に掲げるもののほか、公安委員会等が定める方式	(処分通知等のうちに電子情報処理組織を使用する方法により行うこと)が困難又は著しく不適当と認められる部分がある場合)
第九条	情報通信技術活用法第七条第五項に規定する処分通知等のうちに電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不適当と認められる部分がある場合は、次に掲げる場合とする。	
一	処分通知等を受ける者について対面により本人確認をする必要があると公安委員会等が認める場合	
二	処分通知等に係る書面等のうちに原本を交付する必要があるものがあると公安委員会等が認める場合	
第十条・第十二条	(略) (氏名又は名称を明らかにする措置)	第五条・第六条 (氏名又は名称を明らかにする措置)
第十二条	情報通信技術活用法第六条第四項及び情報通信技術利用条例第二条第四項に規定する氏名又は名称を明らかにする措置は、申請等に係る事項についての情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書(第四条第三項に定める電子証明書に限る。)と併せてこれを送信する措置その他申請等を行った者を確認するための措置として公安委員会等が定める措置とする。	第七条 情報通信技術活用法第六条第四項及び情報通信技術利用条例第二条第四項に規定する氏名又は名称を明らかにする措置は、電子署名(当該電子署名を行った者を確認するために必要な事項を証する電子証明書が併せて送信されるものに限る。)及び第四条第一項ただし書に規定する措置とする。
2	情報通信技術活用法第七条第四項に規定する氏名又は名称を明らかにする措置は、処分通知等に係る事項についての情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書と併せてこれを送信する措置その他処分通知等を行った者を確認するための措置として公安委員会等が定める措置とする。	2 情報通信技術利用条例第六条第二項に規定する氏名又は名称を明らかにする措置は、電子署名とする。
第十三条・第十四条	(略)	第八条・第九条 (略)

## 附 則

- 1 この規則は、令和7年12月15日(次項において「施行日」という。)から施行する。
- 2 この規則による改正後の第五条第二項の規定は、同項に規定する日が施行日以後である申請等について適用する。

附  
則

## 三重県告示第807号

外国人住民国籍・地域別人口調査を次のとおり実施します。

令和7年12月5日

三重県知事 一見勝之

- 1 調査の目的

三重県内の外国人住民数の状況を把握し、多文化共生推進施策を進めるための基礎資料を得ることを目的とする。

2 調査の基準となる期日

令和7年12月31日

3 調査対象者

令和7年12月31日現在で各市町の住民基本台帳に登録されている外国人住民

4 調査の報告者

県内全市町の各担当課

5 調査の方法

調査票を電子メールにて配付し、電子メールで回答

6 調査の主な内容

国籍・地域別人口

**三重県告示第808号**

漁業災害補償法の規定による区域及び区分の設定(平成24年三重県告示第75号)の一部を次のように改正し、公表の日から施行します。

なお、施行日前に責任期間が始まる共済契約については、なお従前の例によるものとします。

令和7年12月5日

三重県知事 一見勝之

表中

下箕田区域 (鈴鹿市漁業協同組合のうち下箕田の地区)	① 小型底びき網漁業(総トン数10トン未満の漁船により主として底びき網を使用して営む漁業) ② 機船船びき網漁業(合計総トン数10トン以上20トン未満の漁船によるものをいう。) ③ ①、②及び機船船びき網漁業(合計総トン数20トン以上40トン未満の漁船によるものをいう。)以外の漁業
-------------------------------	---

」

を

下箕田区域 (鈴鹿市漁業協同組合のうち下箕田の地区)	① 小型底びき網漁業(総トン数10トン未満の漁船により主として底びき網を使用して営む漁業) ② ①及び機船船びき網漁業以外の漁業
-------------------------------	---

」

に、

「

白子区域 (鈴鹿市漁業協同組合のうち白子の地区)	① 小型底びき網漁業(総トン数10トン未満の漁船により主として底びき網を使用して営む漁業) ② 機船船びき網漁業(合計総トン数10トン以上20トン未満の漁船によるものをいう。) ③ ①、②及び機船船びき網漁業(合計総トン数20トン以上40トン未満の漁船によるものをいう。)以外の漁業
下箕田・白子区域 (鈴鹿市漁業協同組合のうち下箕田及び白子の地区)	機船船びき網漁業(合計総トン数20トン以上40トン未満の漁船によるものをいう。)

」

を

「

白子区域 (鈴鹿市漁業協同組合のうち白子の地区)	① 小型底びき網漁業(総トン数10トン未満の漁船により主として底びき網を使用して営む漁業) ② ①及び機船船びき網漁業以外の漁業
下箕田・白子区域 (鈴鹿市漁業協同組合のうち下箕田及び白子の地区)	① 機船船びき網漁業(合計総トン数10トン以上20トン未満の漁船によるものをいう。) ② 機船船びき網漁業(合計総トン数20トン以上40トン未満の漁船によるものをいう。)

」

に改める。

---

### 三重県告示第 809 号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成 12 年法律第 57 号）第 7 条第 1 項の規定により、次の土地の区域を土砂災害警戒区域に指定します。

令和 7 年 12 月 5 日

#### 三重県知事 一見勝之

区域の名称	区域の所在	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
柳ヶ谷	松阪市柚原町 (詳細は次の図のとおり)	土石流
家脇谷	松阪市柚原町 (詳細は次の図のとおり)	土石流
柚原-7	松阪市柚原町 (詳細は次の図のとおり)	土石流

（「次の図」は省略し、その図面を県土整備部防災砂防課、松阪建設事務所及び松阪市役所に備え置いて縦覧に供します。）

---

### 三重県告示第 810 号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成 12 年法律第 57 号）第 7 条第 1 項の規定により土砂災害警戒区域に指定した次の区域の指定を解除します。

令和 7 年 12 月 5 日

#### 三重県知事 一見勝之

区域の名称	区域の所在	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	指定年月日
柳ヶ谷	松阪市柚原町 (詳細は次の図のとおり)	土石流	平成 24 年 1 月 20 日

（「次の図」は省略し、その図面を県土整備部防災砂防課、松阪建設事務所及び松阪市役所に備え置いて縦覧に供します。）

---

### 三重県告示第 811 号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成 12 年法律第 57 号）第 7 条第 1 項及び第 9 条第 1 項の規定により、次の土地の区域を土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域に指定します。

令和 7 年 12 月 5 日

#### 三重県知事 一見勝之

区域の名称	区域の所在	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成 13 年政令第 84 号）第 4 条に規定する衝撃に関する事項
下出 2	松阪市柚原町 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
柚原 29	松阪市柚原町 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
柚原 30	松阪市柚原町 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
嬉野岩倉-1-1	松阪市嬉野岩倉町 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
嬉野岩倉-1-2	松阪市嬉野岩倉町 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
柚原-3	松阪市柚原町 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
柚原-8	松阪市柚原町 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり

後山-4	松阪市後山町 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
飯福田-2	松阪市飯福田町 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
飯福田-3	松阪市飯福田町 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり

(「次の図」は省略し、その図面を県土整備部防災砂防課、松阪建設事務所及び松阪市役所に備え置いて縦覧に供します。)

### 三重県告示第 812 号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成 12 年法律第 57 号）第 7 条第 1 項及び第 9 条第 1 項の規定により土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域に指定した次の区域の指定を解除します。

令和 7 年 12 月 5 日

### 三重県知事 一見勝之

区域の名称	区域の所在	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成 13 年政令第 84 号）第 4 条に規定する衝撃に関する事項	指定年月日
下出 2	松阪市柚原町 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	平成 24 年 1 月 20 日
家脇谷	松阪市柚原町 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり	平成 24 年 1 月 20 日

(「次の図」は省略し、その図面を県土整備部防災砂防課、松阪建設事務所及び松阪市役所に備え置いて縦覧に供します。)

### 公 告

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 18 条第 18 項の規定により、次の土地改良区から役員の就任の届出がありました。

令和 7 年 12 月 5 日

### 三重県知事 一見勝之

小牧南土地改良区（四日市市まきの木台二丁目 27 番地）

就任理事

四日市市小牧町 2475 番地	樋口 實
〃 〃 2427 番地	廣田 通
〃 〃 2525 番地	芝田 巧
〃 〃 2491 番地 3	堀 亮一
〃 〃 2603 番地 20	樋口 重治
〃 中野町 502 番地 4	市川 久
〃 〃 502 番地 10	市川 喜博

就任監事

四日市市小牧町 2435 番地	廣田 和紀
〃 〃 2490 番地 1	廣田 みどり

林業種苗法（昭和 45 年法律第 89 号）第 11 条第 1 項の規定に基づく講習会を次のとおり開催します。

令和 7 年 12 月 5 日

### 三重県知事 一見勝之

## 1 講習会の開催日時及び場所

年 月 日	講 習 時 間	場 所
令和8年2月5日(木)	午前10時から午後5時まで	津市白山町二本木3769-1 三重県林業研究所 アカデミー棟 小教室

## 2 講習内容

- (1) 種苗に関する法令
- (2) 種苗の产地及び系統に関する事項
- (3) 種苗の生産技術に関する事項

## 3 受講の申込方法

- (1) 提出書類

生産事業者講習会受講申込書（林業種苗法施行細則（昭和46年三重県規則第7号）第1号様式）

- (2) 手数料及び納付方法

生産事業者講習手数料は14,000円とし、その金額に相当する三重県収入証紙を生産事業者講習会受講申込書に貼り付けてください。

- (3) 提出期限

令和8年1月15日(木)午後5時まで

- (4) 提出場所

住所地を所管する各農林（水産）事務所

## 4 その他

- (1) 受講対象者は必ず本人とし、代理者の受講は認められませんので、御留意ください。
- (2) 受講を遅刻又は早退した場合は、講習修了と認められません。  
(交通機関の乱れによる遅刻の場合は、必ず交通機関が交付する遅延証明書をお持ちください。)
- (3) 筆記用具を持参してください。
- (4) 受け付けた生産事業者講習会受講申込書及び納付された生産事業者講習手数料は、返還できません。
- (5) 講習会に関する問い合わせ先は、三重県農林水産部森林・林業経営課（電話059-224-2563）又は最寄りの各農林（水産）事務所です。

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、次の公共測量を実施する旨、法務省津地方法務局長から通知がありました。

令和7年12月5日

三重県知事 一見勝之

## 1 作業種類

公共測量（基準点測量）

## 2 作業期間

令和7年11月10日から令和8年2月27日まで

## 3 作業地域

松阪市五十鈴町、同市白粉町、同市茶与町、同市長月町、同市愛宕町一丁目、同市愛宕町二丁目、同市大黒田町、同市垣鼻町、同市黒田町、同市新町、同市日野町、同市平生町、同市湊町及び同市南町

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、次の公共測量を実施する旨、国土交通省中部地方整備局紀勢国道事務所長から通知がありました。

令和7年12月5日

三重県知事 一見勝之

## 1 作業種類

公共測量（基準点測量）

## 2 作業期間

令和7年11月17日から令和8年2月27日まで

## 3 作業地域

南牟婁郡御浜町大字下市木、同郡紀宝町井田及び同町神内

測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 39 条において準用する同法第 14 条第 2 項の規定により、次の公共測量が令和 7 年 11 月 25 日に終了した旨、津市長から通知がありました。

令和 7 年 12 月 5 日

三重県知事 一見勝之

1 作業種類

公共測量（基準点測量）

2 作業地域

津市美里町日南田

建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 29 条第 1 項の規定により、建設業の許可を取り消しましたので、同法第 29 条の 5 第 1 項の規定に基づき、次のとおり公告します。

令和 7 年 12 月 5 日

三重県知事 一見勝之

1 処分をした年月日

令和 7 年 12 月 4 日

2 処分を受けた者の商号、代表者の氏名及び所在地並びに許可番号

株式会社 NAKOSH I 代表取締役 名越 慎弥

所在地 三重県松阪市伊勢寺町 846-2

許可番号 三重県知事許可（般-6）第 013693 号

3 処分の内容

建設業法第 29 条第 1 項の規定に基づく許可の取消し

4 処分の原因となった事実

株式会社 NAKOSH I の代表取締役は、暴行罪により罰金の刑に処せられ、令和 7 年 3 月 5 日にその刑が確定した。

このことは、建設業法第 29 条第 1 項第 2 号に該当する。

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 21 条第 2 項において準用する同法第 20 条第 1 項の規定により、鈴鹿市から都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同法第 21 条第 2 項において準用する同法第 20 条第 2 項の規定により、当該都市計画の図書の写しを公衆の縦覧に供します。

令和 7 年 12 月 5 日

三重県知事 一見勝之

1 都市計画の種類及び名称

鈴鹿都市計画地区計画

岸岡地区地区計画

2 縦覧場所

三重県県土整備部都市政策課

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 21 条第 2 項において準用する同法第 20 条第 1 項の規定により、鈴鹿市から都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同法第 21 条第 2 項において準用する同法第 20 条第 2 項の規定により、当該都市計画の図書の写しを公衆の縦覧に供します。

令和 7 年 12 月 5 日

三重県知事 一見勝之

1 都市計画の種類及び名称

鈴鹿都市計画地区計画

国府第 1 地区地区計画

2 縦覧場所

三重県県土整備部都市政策課

建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 9 条第 1 項の規定により二級建築士の免許を取り消しましたので、同条

第3項の規定により公告します。

令和 7 年 12 月 5 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

1 免許の取消しをした年月日

令和 7 年 11 月 21 日

2 免許の取消しを受けた建築士の氏名、二級建築士又は木造建築士の別及び登録番号

森本 周次

二級建築士

三重県知事登録第 3857 号

3 免許の取消しの理由

建築士法第 8 条の 2 第 1 号の規定に基づく二級建築士の死亡の届出があったため

---

建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 9 条第 1 項の規定により二級建築士の免許を取り消しましたので、同条第 3 項の規定により公告します。

令和 7 年 12 月 5 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

1 免許の取消しをした年月日

令和 7 年 11 月 21 日

2 免許の取消しを受けた建築士の氏名、二級建築士又は木造建築士の別及び登録番号

森本 理子

二級建築士

三重県知事登録第 6383 号

3 免許の取消しの理由

建築士法第 9 条第 1 項第 1 号の規定に基づく申請があつたため

---

発行 三 重 県

三重県津市栄町 1 丁目 891

三重県総務部法務課

電話 059-224-2163

三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。 <https://www.pref.mie.lg.jp/>

---